

ナンバープレートの記念所蔵を希望されるお客様へ

抹消登録や名義変更、住所変更などでナンバープレートを返納・交換する際、そのナンバープレートを記念所蔵することができます。

記念所蔵をするためには破壊措置（ナンバープレートに直径40mm以上の穴をあける）が必要であり、当協会ではこれまで無料で穴あけを承っておりましたが、穴あけ作業に要する機器の維持費や人件費等を勘案し、令和7年7月7日から有料（1枚500円）とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、ナンバープレートの変形等により穴をあけられない場合もありますので、あわせてご了承ください。

【記念所蔵ができるナンバープレートの種類】

登録自動車、軽自動車及び自動二輪（排気量が125ccをこえるもの）が対象となります。市役所などで交付される原付バイクなどのナンバープレートは本制度の対象外です。

【穴あけ箇所をふさぐエンブレムキャップについて】

穴あけ箇所が気になる方は、穴をふさぐエンブレムキャップ（有料）を用意しています。詳しくは窓口担当者へお尋ねください。

【注意していただきたいこと】

破壊措置（穴あけ）を行ったナンバープレートを車両に取り付けて運行することはできません。運行した場合は、ナンバープレートの不正使用となり法令により罰せられることがあります。

令和7年6月6日

一般社団法人 長崎県自動車協会